発議第1号

那須烏山市議会基本条例の一部改正について

那須烏山市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月18日提出

提出者 那須烏山市議会議員 中 山 五 男 賛成者 那須烏山市議会議員 福 田 長 弘 賛成者 那須烏山市議会議員 荒 井 浩 賛成者 那須烏山市議会議員 矢 板 清 枝 賛成者 那須烏山市議会議員 滝 口貴史 賛成者 那須烏山市議会議員 小 堀 道 和 賛成者 那須烏山市議会議員 相 馬 正 典 賛成者 那須烏山市議会議員 田 島 信 二

那須烏山市議会基本条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日 那須烏山市条例第 号

那須烏山市議会基本条例 (平成31年3月那須烏山市条例第32号) の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(市長等への反問権 の付与)	(質疑及び質問の趣旨確認機会の付与)
第20条 市長等は、本会議等において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、答弁に必要な範囲内で論点及び争点を明確にするための反問をすることができる。	第20条 市長等は、本会議等において、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で議員の質疑又は質問の趣旨を確認することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。